

第 53 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 27 日（金）10:00～12:20
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
 - （専 門 委 員） 井上 正、宮里 暁美
 - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：柳澤室長ほか
 - （審議協力者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課：稼農社会統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について
- 5 概 要

「前回部会審議において整理、報告等が求められた事項」について審議が行われた後、「集計事項の変更」、「東日本大震災の影響に伴う東北 3 県の調査票提出期限に係る規定の削除」、「基幹統計の指定の変更（名称の変更）」について、審査メモ等に沿って審議が行われ、おおむね了承された。その後、答申案についての審議が行われたが、次回継続審議となった。

委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

（1）前回部会審議において整理、報告等が求められた事項について

ア 「8 職員数」

- ・ 学校基本調査は毎年実施しているものであるのに対し、総務省による「地方公共団体の臨時・非常勤職員に関する調査」は 3～4 年周期の調査であるため、非常勤職員数の時系列変化の把握に当たり、総務省の調査を学校基本調査の代替として使用することは難しい。
- ・ 職員の勤務体系がかなり複雑化しているので、非常勤職員の実態把握は重要である。

イ 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等職員数」

- ・ 休職等利用区分の一つとされている「結核」については、それを理由とする休職に関し法律上、特別の取扱いが規定されている等のことがあったとしても、教員の罹患者が極めて少ないのであれば、学校基本調査で把握する必要性は低い。一方、「介護休業」については、本年の「経済財政運営と改革の基本方針 2014」でも重点課題として取り上げられている女性の就業に関係する重要な部分であるため、休職等利用区分への追加に関し是非前向きな対応をお願いしたい。
- ・ 介護休業等の休職者数については、厚生労働省の調査実績などもあるので、これらを参考としつつ、休職等利用区分への「介護休業」の追加を前向きに取り組んでもらいたい。

- ・ 学校基本調査の場合、大きな大学になると 100 枚以上の調査票に回答する必要があり、事務負担が非常に大きい。したがって、その調査事項については、国の施策の企画立案等のために必要であり、かつ調査結果の利用目的が明確なものに限定してもらいたい。

ウ 「学校調査票（大学）学部学生内訳票」

- ・ 年齢別入学者数の「年齢階級区分」について、54 歳までは 5 歳階級でくくられているのに対し、「55 歳～60 歳」の部分だけ 6 歳階級となっているのは不適切であり、他の公的統計との整合性の確保の観点からも、当該部分を 5 歳階級に修正していただきたい。また、年齢階級区分の上限についても、本調査の有用性に大きく影響してくるので、他の公的統計でどのように設定されているかを確認し十分検討した上で設定すべきである。
- ・ 年齢階級区分については、大学院の年齢別入学者に係るものに合わせて当面申請案のもので実施し、2～3 年後に見直しを行うとのことだが、学部学生は大学院学生に比べ人数がはるかに多いため、報告者に不要な負担を課すことを避ける意味でも、大学院に先駆けて当初から適切な区分で調査を実施すべきである。
- ・ 年齢階級区分の変更については、当該変更により過去のデータとの整合性に支障を生じることがないかが心配である。また、大きな大学の場合、学校基本調査の調査事項が変更されると、これに合わせて業務システムを変更する必要があるため、報告者負担軽減の観点から、文部科学省において調査回答用のプログラムを開発して各大学に配ってもらいたい。

エ 「6 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況」

- ・ 今回は、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行わないとのことだが、就業形態の多様化が非常に進んできている現状に鑑みれば、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かについては、卒業した学校種にかかわらず非常に重要である。したがって、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を、是非、再検討していただきたい。

（2）個別論点の質疑

「（2）地方公共団体の行政ニーズに対応した統計表の新設に伴う変更」

- ・ 地方公共団体の行政ニーズに対応し、これまで全国及び都道府県別表章により作成してきた統計を市町村別表章により作成するとのことだが、そうした場合、人口規模の小さな市町村では報告者が特定されるおそれがある。近年、情報保護に関する意識は個人や世帯のみならず組織においても非常に強くなっているので、報告者が学校といえども、この点に関し細心の準備と注意を払われることを願う。

（3）答申案について

「（2）調査票「学校調査票（幼保連携型認定こども園）の新設」

ア 「8 職員数」及び「今後の課題の（1）こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について」

- ・ 「8 職員数」における非常勤職員の把握に関する記述において、対応時期に関し「今後」との表現が使用されているが、当該把握については、できるだけ前向きかつ

早急に対応する必要があることから、そうした趣旨が明確になる表現にすべきである。

- ・ 非常勤職員の把握については、平成 30 年度調査の実施までに対応することだが、他の課題については、平成 29 年度調査の実施までに対応というものもある。1 年遅れる理由として実態調査を実施する必要があることを挙げているが、納得できるよう説明してほしい。
- ・ 「8 職員数」及び「今後の課題」において、課題に関する記述に「検討」という表現が使用されているが、現基本計画の策定時に、「検討する」という文言はできるだけ少なくし、前向きな表現に変える必要があるとの議論があった。このため、「検討」という表現は削除したほうがいい。
- ・ 「検討する」という表現を使用した場合、検討の結果、課題に対応しないとの結論がでる場合もあるので、「検討」ではなく、何年度を「目指す」という表現にしたい。

イ 「9 休職等教員数」、「10 産休代替等教職員数」及び「今後の課題の（２）「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて」

- ・ 「9 休職等教員数」、「10 産休代替等教職員数」において、今後の課題の（２）の記述に合わせて、休職等理由区分に関し、「結核の削除」等の文言を入れる必要がある。また、今後の課題の（２）の「ワークライフバランスという考え方の進展」という表現は必ずしも適切でないため、「ワークライフバランスの政策的・社会的重要性を踏まえる」に変更すべきである。

「（３）調査事項の主な変更」

○ 「学校調査票（大学）学部学生内訳票」及び「今後の課題の（３）「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について」

- ・ 「今後の課題の（３）「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について」中の 2 カ所の「検討」は削除し、表現を修正すべきである。

6 次回予定

引き続き答申案の審議をするため、次回部会を平成 26 年 7 月 4 日（金）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。